

甲第114号証

舞鶴市史 通史編(上)

〃 五年（一七八五）七月二十三日 総町中より御祈禱 町方流行病の気配があるので、病難除御祈禱、二十三回臨時待、同日日懸かり 町中総参り、朝代社、愛宕社（知恩院）、神明社 公儀より仰せ出された趣書には、

- 一 時疫ニハ大つぶの黒大豆をよくいりて煮合、甘草者及水にてせんし出し、時々飲んでよし
- 一 時疫ニハ若荷の根と葉をつきくだき汁を多く飲んでよし
- 一 時疫には牛蒡をつきくだき、汁をしぼり、茶碗半分ずつを二度飲んで、その上桑の葉を一握り弱火にてよくあぶり、きいろに成たる時、茶碗四はい分の水を二はいせんして一度に飲んで汗をかきてよし、もし桑の葉なくば枝にてもよしと教えている

〃 七月〜九月 天下風邪流行、しかし人は死なず

享和三年（一八〇三）四月 四月ころ日本中にはしかはやる

天保九年（一八三八）八月 城下町一帯疫病流行容易に終息せず、町々からの願いにより朝代社において十四日鎮疫祭、十五日勧請御祈禱を願ひ、十五日朝五ツ時（午前八時）年寄・肝煎は上干（かみしも）をつけ参詣のこと、組頭ははかま、羽織を着用、並びに町方すべて参詣のこと十四日臨時待、十五日日尽し、十六日円隆寺で鎮疫消除の祈禱を執行

安政六年（一八五九）七月二十八日 世上で悪寒が流行し、朝代で祈禱正四ツ時、年寄・肝煎羽織、はかま着用参詣する

〃 七年（一八六〇）二月二十五日 朝代社にて朝五ツ時より七ツ時（午後四時）まで庚申祭、流行病除去の祈禱執行、年寄・肝煎ははかま、羽織を着用の上参詣する

万延元年（一八六〇）八月 講所でコロリという病気に多くの人が患ふ。東吉原町内の世話方や役方から当病が平静になるよう古坂稻荷へ祈禱依頼、神主は東稻荷社にて二夜三日の祈禱をお

こなら

文久二年（一八六二）七月 当年世上二統はしか大流行する
 （田村家・森本家・土井家文書」「竹屋区有文書」）

地震 近世における地震で、丹後田辺の領民たちが感じ取って記録したとおもわれる古文書は、数点あるが、家屋の倒壊や人命にかかわるような地震は、起きていないようである。一応これらの記録を拾ってみることにする。

寛永 四年（一六二七）正月二十一日 大地震起こる

慶安 四年（一六五二）六月二十日 大地震起こる

寛文 二年（一六六二）五月 大地震、七月晦日まで続いたという

延宝 七年（一六七九）七月十四日 大地震起こる

元禄十六年（一七〇三）十二月二十二日 夜子の刻地震、その時江戸大地震あり

宝永 四年（一七〇七）十月四日 大々地震起こる。しばらくして五百目鉄砲天を打つ如く二十ばかり鳴る、大坂では津波で数千人死ぬ、五十日余星夜とも小地震絶えず

享保 五年（一七二〇）正月二十四日 大地震起こる夜大雷電あり
 （縁城寺年代記」「田村家・百田家文書」）

なお、安政二年（一八五五）十月二日の江戸大地震には、「江戸表大地震ニ付町々御祈禱献上げたし候」（瀬屋家文書）とあるように將軍家の降元である江戸は、一・五キロ四方に及ぶ地域から壊れた家一万四、三〇六戸、死者七、〇〇〇人から一万人を出したと言われる大被害に対して、田辺藩城下の町々は、心からの祈禱を捧げたのであろう。

津波 地震によると思われる津波の記録が一件ある。

寛保元年（一七四一）西ノ七月十九日小樺村 野原村高浪津家八拾軒内貳拾八軒ハ損家依之ニ小屋かけ材木相願御公儀より願之通ニ被遣候繩四百二十束藁五千六百束ハ大庄ヤ八組割ニ被仰付候 世間ニたとへ申様ニハ津浪と申候儀ニ出来申し渡差而大風も吹不申ニ出来申波ニ而候

〔金村家文書〕

七月十九日（舟先）大入村近所四五ヶ村津波打

〔田村家文書〕

同日、岨斐松前領に大津波、死者一、四六七人、流失家屋七二九戸に及んだ（年表日本歴史 新摩書房）とあり、日本海沿岸地方に大きな被害があつたものと思われる。当時、このことを記録した人は、津波の起因を大風も吹かないのに、にわかにはできる波としている。

社倉 城下町における災害の状況や、その対策は以上の通りであるが、これら災害に対する常備救済施設として、文政三年正月、藩は各町の年寄に対して社倉を設け、米穀を貯蔵し非常の場合に備えるよう命じた。その建設費用として藩から米百俵と蔵普請の材木、作料相当分の米が下げ渡された。この不足については町役人ばかり、二二〇匁掛け、一八人講として取り立てた。貯蔵は町中の身上相応の者ばかりに行われ、結局二四人が御蔵米から一二三俵、同十一月晦日の米値段、一石につき銀四二匁替えて買い取り二か年賦で納米した。一俵につき一七匁三分、代銀札一貫九五匁三分五厘であった。

この社倉はまた、商人たちの金融機関として役立たせ、土地、家屋等を抵当として長期にわたって融通した（社倉納米控（入付屋匠有文書））。

なお、社倉の設置されていた場所については明らかでない。

農村の備荒救恤

大庄屋八組内の各村々の出火に際しては、その救済手段としては全組の責任において、火元・類焼家を問わず一定の方法で救済に当たった。寛政六年（一七九四）一例として「出火之節小屋掛入用定扣」（上野家文書）により、救済の概略をみることにする。被災者への小屋掛けの材料は身分により相違する。庄屋家三間二六間（一軒分以下同じ）、年寄家二間二五間、百姓家二間二四間、水呑家二間二三間のそれぞれの規模の定に応じて、藁何百束、縄何十束それに木柱、間柱、桁、梁、中置、合上・棟角材、垂木、枝元が何本と基準が決められている。さらに焼失の軒数により相互救済に当る責任範囲を、火災が生じた村限りで、あるいは組限りで、また東西の受持ちで行うことをそれぞれ次のように「一定」として決めている。

- 定
- 一 五軒迄 其村限
- 一 拾軒迄 其組限
- 一 拾拾軒より類焼家
- 貳拾軒迄
- 西焼失之節者
- 西より材木
- 東より縄藁
- 真焼失之節者
- 東より材木
- 西より縄藁
- 貳拾拾軒より東西押押之節
- 延享四年

中嶋治大夫
須田四郎右衛門

右之御方儀御役中ニ御定之控
其後寛政六甲寅年十一月 日
拾拾軒より

貳拾軒迄類焼

東西割ニ定

一 拾拾軒より材木縄藁共
東西無捨割割ニ而可仕事

則森村焼失之櫛大庄屋中相談ニ而究也

右之通年来割いたし来候寛政元甲子年七月下漆原村夫
寛之節大庄屋中相談之上世間諸色高直故已来者倍増候以
上

舞鶴市史通史編(上)執筆者

氏名	執筆	項章節	備考
黒田雄紀	自然環境	4 気候	元舞鶴海洋気象台予報課長
川端博	環境	4 気候	舞鶴海洋気象台技術専門官
釋龍雄	原始古代	第2章 第1節～第3節	元京都府立丹後郷土資料館長
石川登志雄	原始古代	第4章 第2節	松尾寺、鶴宮匠・西園三十三所巡礼
	原始古代	第5章 第1節～第3節	
	中世	第1節～第4節	
	中世	第3章 第1節～第2節	
	中世	第4章 第1節	
坂根清之	自然環境	1 位置、2 地形、3 地質構造と地質の特質	
中嶋利雄	原始古代	第3章 第1節～第3節	舞鶴市市史専門委員
中嶋利雄	中世	第3章 第1節～第2節、第4節	舞鶴市市史専門委員
瀬戸美秋	近世	第2章 第5節 漁業、絹業、商工業 第6節 第9節	舞鶴市市史専門委員
井上金次郎	原始古代	第5章 第1節	丹後の七仏業師信仰、金剛院、円隆寺
	原始古代	第2節	
	中世	第3節～第4節	
	中世	第3節	
小川高	近世	第3章 第3節～第4節	陸上交通
	近世	第2章 第1節～第2節	
	近世	第3章 第1節～第5節	志高遺跡
	近世	第3章 第4節、第1節、第3節	
真下八雄	原始古代	第4章 第3節	
	原始古代	第1節～第4節	
	中世	第2章 第6節 水上交通	
	中世	第2章 第7節	
協力者			杉本嘉美
市史編さん室(事務局)			美秋
主筆			瀬戸田中
至長			四朝日忠雄
〃			江上昭
〃			

舞鶴市史・通史編(上)

印刷 平成5年1月10日

発行 平成5年3月20日

編集人 舞鶴市史編さん委員会

発行人 舞鶴市長 町井正登

発行所 舞鶴市役所

舞鶴市字北吸1044番地

印刷所 ヨシダ印刷株式会社

金沢市御影町19番1号